

萬國公法

高宮小學校備品			
購入昭和	三	項	意
年	個ノ中	圖書	書
月	一	目	語
日	番	號	室

Nagasaki University of Foreign Studies

西周助譯

和蘭
畢洒
林氏

萬國公法

平安書館

竹苞樓
瑞巖堂



上萬國公法譯本表
方今天下一家四海一國火車
儉地、漁船、縮海、電機、以通十里
之信、新紙、以廣四方之聞、若夫
朝聘往來之事、會盟參同之舉、
四洲瓜分、萬國星羅、交義如織、
親好如紐、日盛於一日、年加於
一年、其際權義確立、足以相維

持法律嚴備有以共奉戴典章
祭然儀文煥乎遠超前古洵闡
來裔可謂乾坤新位混沌益剖
乃在我大東蓋宰一心
明良相契國是一定朝綱大張
一視同仁之道萬國平行之權
基礎既立根柢自深內延全權
之賓外置專對之臣往來日繁

貿易年盛萬櫛林立百貨山薈
自是之後國富民榮兵強守堅
信伸於八表威振乎四外為日
蓋不遠臣生逢昭代身蒙厚
澤恒思致身自顧乏才曩時奉
命遊于荷蘭就師而學焉科
宗政事項者依吉還于本邦
勵已而習焉業專公法首夏奉

繙譯之命、季冬卒校正之業、
茲謹而上之、庶幾於國家柔
遠之洪圖、廊廡興化之宏謨、
有裨補其萬一焉、
慶應丙寅臘月二十八日開成
所教授職、西魯人、誠惶誠恐、
昧死謹白、

凡例

一此書の原本ハ吾々師ある人荷蘭陀の國來丁
府の大學校にて博士の職ある畢洒林氏の口
傳りて授けられたるものと余等親ヲ親より石墨を
て書きとれるものありある其体裁ハ固
より初學又便せんとして設けられたるもの
一あるハ大綱を提けて網の目れ舉るるもの
事ハ倫として叙て論を序と逐ひて發し勉然
て読む者の思ひと攝したるべきを宗として一
りハ學者の記性とを助けまゝ一りハ試問
の次序も便をなせりとのせられたる

あり近き頃官めて美利堅人丁韋氏ヲ譯せり
漢文の萬國公法を翻譯せりまたうそハ其原
書とてその有名なる美國に國使惠頓氏の撰
とせぬふりの由て也をいへとも好本とてハ論
と待とあり、然も諸國より公論と判せり
を必其書に依頼て規矩とも準繩ともあせり
りくうてりの外邦より國に國使とて歸り人
をまゝ是に添ひて公法の學ひよして四方に
遊へる輩も是より旅路に篋に貯るべし
時々参考するに備へたりありされと其書のを
と初学の為りてそのせりふをあて成学

此人の資けありて選もせたり、
引き據證と徴て確小實に漏れ遺る所ありと
と宗とせり、さへり初学の輩ハあを緋
きよりとも望羊とて涯際の見わくへくも
所々況て翻譯ハいと難き業あり、あはハ大
なる訛謬ありとも意致ハ深淺の別と文理ハ
抑揚の差ひとあり、を免む難きものありとや
されハ初学乃輩ハまり此書を楷とも掃とも
あり條規の類々を覺へ基と立て礎と下し志
うて後ハ彼此と考へ合せて事例あり通
典故も明らかあり、ははり物物の序を得

て學の道容易うへくせんあるは
 一此書れうち行を割て弟幾卷第幾章第幾節第
 幾号とあるハ事項の連属と文理に照應とを
 示せしものあり其處あり必彼處に照し
 見しはありぬと所謂綱領とあり條目と
 あり彼小総て此小分ち前又開らきて後小閉
 りしと知らるはんとあり其外他書の名を出せ
 るハ皆未と譯書おしり出さるりのハ非を中も
 性法説約を繼ぎて梓るも彫てお世るも公け
 るありぬへ
 一 句ノうち小欄格ありて是ヲ扶りし語ハある

ハ本文のありぬとありぬ委くせしものありぬ
 術語を出せしものあり術語とち爰うては公法
 家言とも云ふへく或る重たしある事項の唱
 へとありたるありて既羅巴うておおゆると拉
 丁語まゝ法朗語うて闡洲へ通するもの多
 一 今ハ填るる漢語を以て一原語省きぬ
 一 凡て名義小係るる語ハ前も後も貫きて敢て
 蘭莽ニ譯せるもの非を原書も各自小英
 吉利法朗西日耳曼荷蘭四ヶ國の語を附けし
 こと此書ハ横文字讀まん人小見せる為りも
 ありぬハ此書と首きぬ別ハ公法名義彙考と

この書を著して四箇國の語と譯語とを類集
して後へお附せんと思ひぬれと未と其暇も
あつぬハ再板のとき頃を待ちぬ

万国公法
第一卷
第一章
第二章
第三章
緒言

畢泗林氏万国公法目次

緒言總括

第一卷 公法此總論

第一章 万国公法の大旨 十四節

第二章 性法の本質と公法と立ち論を 十八節

第三章 公法に奉否供ハ万国法度と以て 十九節

維持を必きと論を

第二卷 平時泰西公法の條規

緒言

第一章	人身上諸權法総論	三 節
第二章	萬國平行の權	十八 節
第三章	内事自主の權	十六 節
第四章	居間の權	六 節
第五章	交際の權	十一 節
第六章	物件上諸權の論	二十三 節
第七章	國界の體制供ふ制限と論を	二十 節
第八章	河海供ふ其他諸水小係をも所有の權	十六 節
第九章	萬國公法小於て結束の義由て生	

第十章	萬國公法小於て定約盟約の法式	十九 節
第十一章	萬國公法小於て盟約の種類	十四 節
第十二章	條約相維持を力の強弱長短を論ず	三十三 節
第三卷	戦時法西公法の條規	
緒言		
第一章	興戦の權	三 節
第二章	戦争の間遵守すべき條規	二十七 節

第三章 戰艦此條規人身上に係らる者 十五節

第四章 戰艦の條規物件上に係らる者 十六節

第五章 戰艦の方法策略を論じ 二十節

第六章 戰艦中敵と結ひある條約 十三節

第七章 海戰特例諸規 七節

第八章 戰爭の結末を論じ 十節

第九章 交戦を以て國と局外の國との權義 十二節

第十章 局外國に通商通航を係る海上 三十節

第四卷 萬國聘問往來の條規併ふ法式 八節

緒言 君主身親らるる交際 十二節

第一章 國使の權義 八節

第二章 遣外官吏の体制 十八節

第三章 國使の權義 六節

第六章	商正	十五節
第七章	交際禮款并小贈答書式	二十八節
第八章	海上礼款	十二節

目次終

畢 萬國公法

開成所教授職 西周助謹譯

緒言總括

萬國公法の口訣を左の四項に類別して是を授

第一小ハ	公法の總論
第二小ハ	平時公法の條規
第三小ハ	戰時公法の條規
第四小ハ	萬國聘問往來の條規并小法式

林氏 萬國公法第一卷 公法の総論

第一章 萬國公法の大旨

第一節 萬國公法ハ法學の一部にして萬國互
に相對し東と西と得るの權と勢めさるることを
得るの義と論をふ者なり

第二節 公法あり國と稱をふ語ハ各自ら特立
して他小服属をふるなく礼を以て相交る建
莫自主の國を指す

第三節 然とも人民自ら特立國を建んと欲し
他小服従を言行を以て其意を示したる者
他國未だ直小特立建國となして是と予認
他國より

Nagasaki University of Foreign Studies

其義に與りて予へて獨立せしむる雖も公法の條規亦是と準そ

第四節 海賊其他如此き類羣を成し黨を結ひ自己の勢力に依りて凌暴戦争をなする公法條規の外なり 第三卷第三節比較せむ

第五節 萬國公法ハ國法全幹の一部にして國法分して二つあり即ち其一ハ内部の國法にして専ら國法といひ其一ハ外部ハ國法として他國へ對する國法なり

第六節 公法ハ學を其本はく所三つあり 第一つは 性理の公法即ち學術は本はく者

第二つは 確定の公法即ち記録は本はく 第三つは 慣行の公法即ち泰西通法

第七節 性理即ち學術は本きたる公法といふ此学科の内ありて如何りして萬國の交際性法は合

をへき哉と論する學派を指するなり 第八節 確定即ち記録は本きたる公法といふ性法の條規は合を合せしむる論を必ず

確定したる典章條約は本きたる諸國交際の權限論する學派を指するなり 第九節 泰西通法即ち慣行ハ公法といふ文明の

諸國就中歐羅巴洲内互に礼義を以て相交る各
國の交際推義を論ずる学派を指すあり第十三章
第十七節

第十節 此泰西公法の夫の性法の本源より發

或ハ明許條約等又書載或ハ黙許許明

に依りたる互に甘服條款定約依て立ち而て是

に本流に常行と有りたる風習又由て成まる者

ありて夫の文明自ら諸國に際あて漸と追ひ交

際の條規と有る

第十一節 是を以て確定の公法を方今泰西公法

に於て唯其一部あり耳然れども性理の公法

ハ其基本ありて泰西公法の源と斯くも取りま
るを得る也

第十三節 性理公法の條規ハ荷蘭人ヒユトゴ

デゴロード拉丁名始て是を論明平戰條

規といふ有名の書を著十六百二十五年克永

是を刊行せし○泰西公法ハ曰耳曼其碩学ヤオ

ルタフリードリホンマルテンス始て是を

纂輯一新定泰西公法約義といふ書と分千七

百八十八年天明始て是を刊行せし

第十三節 所謂萬國公法の科外ハ又萬國私權通

法丁題良氏の漢譯萬國公法といふ学あり是

Nagasaki University of Foreign Studies

と講をふハ近時小創をり

第十四節 萬國私權通法を諸國ハ人民私小相交
通をふハ權を論ふ者ありて殊ニ交易ハ事ヲ
關りり各國ハ國法又條約にて規定をくふ者
の如し

第二章 性法ハ本キ公法を立ると論を

第一節 性法ハ論をふ所を權ハ二ハあり一

ハと自有の權とハ人の性上ハ本キ一ハ

或假有の權とハ彼又依て此又得る權ハ如

丁氏自有の原權ハ有るの如し

第二節 一國他の諸國へ對し自然ハ此自有の

權と有るハ唯其國見小存をるハ由る○其各

國へ對し假有ハ權と有るハ或ハ時變ハ遭遇

ハ或ハ事業ハ服行志多是強得譬へハ戰爭盟約

ハ依て是を得るハ如し

第三節 此自有ハ權公法にてハ尚詳クあり

次の三ハ分り

第一ハ自國を保護するの權

第二ハ獨立自主ハ權

第三ハ物を取て用又供するの權

第四節 自國を保護するの權ハ次の四ハを包

ぬ

第一 自國ハ地疆を守り損害を受るゝの權

第二 自國ハ人民の管轄を守るゝの權

第三 自國の政府を守るゝの權

第四 自國疆内の人民身命の安穩貨産の安堵を守るゝの權

第五節 自國の疆地を守り損害を受けざるゝの權
第一号 已む得ざるゝ出川蓋し土地経界ありきハ併せて國無きナリあり○若し土地経界全く亡る時ハ其國亦従めて亡るへし○唯土地の一部を失ひたり時ハ其國全く亡ひたり

と云ふへり然も是又依て存立を事以前又異ありと謂ふるなり

第六節 自國の人民ハ管轄を守るゝの權
第二号 各國他國より其意ハ非ざるゝ其人民一部を他方へ移し他の管轄へ屬せしむる時を是と拒むの權を有るを謂ふ

第七節 國ハ人民自己ハ意ハ従ひ管轄を離る者ハ於て其可否ハ難易と國法の科又屬し公法の知る所ハ非

第八節 自國ハ政府を守るゝの權
第三号 各國他國ハ貴免自國建莫の政府と貴重

第四号 各國他國ハ貴免自國建莫の政府と貴重

或謂ふ

第九節 一國他國へ對し其意不悖り強て新なる制度を建て令し得るは併に其國旧來の制度を顛覆更革するを得るは亦此權内不在也

第十節 身命の安穩と貨産の安堵とを守り權を第四号國家と建るは大本あり○是を以て他國此事不就て一國も沮撓とす可くと能はず志す各國皆此主意を違ふるは為ら必要あり方略を施し必要なる諸具を用ゆるは權を有し他國其の當否を問ひ辨解とすその義あり事なり

第十一節 特立自主の權 第三号 第二号 性法あり 制行の權を性法

第十二節 國家其主意を達するは為らざる事業數多あり○此事業ハ法度と議立するは政令と施行するは之の二に在て是は關する諸事を行ひ苟も他國に權を沮撓するは無きハ各國十分は權を行使し得

第十三節 自主の權 同一道理ハ本邦の物を取て用ひ供する權性法上は説く者亦國に歸せしめ其國家を保全する為に又夫の人民を榮養するを以て富盛安寧なるを志す主意を達するは為

小物件ハ用屢已として得ざるより出り

第六節 凡て自有の權ハ其國他より承認せしむるに非ざるやふ一何も係るることなし○各國皆苟も其國ありて便ち此權を有し是を行ふことを得

第十五節 假有れ權の第一 公法ハ於るごとく一は性

法ハ於るごとく如く亦分ちて二何と云ふ

第一の何 物件上ハ權所有ハ權の類是に

第二の何 人身ハ權或ハ屈辱を依て是と

得或ハ約束ハ依る是と得共ハ

此内ハ含れり

第十六節 凡て公法ハ中假有の權は於て是と得是と行ハ是故夫ハの法ハ就ては性法上と異ふことなし

第十七節 然るに此假有ハ權性法上の道理ハ本くと雖も一種別ハ漸と追ハ其詳備と對したるハ 泰西慣行の公法殊、是り為ハ大なる裨益を多しき

第十八節 假有ハ權大半を其國他より承認せしむるに非ざるやふ一何も係るごとく且ハ其定約盟約に依て得たる權を特、是ハ本條より

第三章 公法の奉否并ハ萬國法度と云ふ



維持を多きと論を

第一節 萬國の際ふ自然權義の存するや是と奉るるは又是と以て萬國と維持するは足るやと云ふは小就ては往時碩学の内は異説紛然あり

第二節 或は萬國公法と駁し全く有るは無しと云ふ者あり○又一説を固守し萬國公法の性理を本づくは如何と云ふは凡て諸國の交際の唯其意と告るる明許に係る而て其意不變をへき者ありと云ふ謂へり○或人謂らく是と史乘又徴し天下古今行くと云ふ縦肆放横の事

是ありさハ無く強國を多く弱國を凌壓し其盟と諭へ誓を破る枚擧不暇あり且夫並法の人ありて是り條規と制を事あり又讞獄に官ありて其條規に犯者と黜罰をすることあり是萬國の際確乎たる權義實の存する有て以て相維持するは足る者有るや

第三節 然るは此考據は依て公法の存立をて維持する力ありを駁するは未だ至きりせず○若此權義實の存立するは時ハ諸國の間曾て交際ありと無るは○果して然らば萬國の人民を荒野に猛獸に如く相戕賊する生



きんとそふ乎

第四節 夫の扑陋なる蠻狗も其互に相交るハ猶多少れ法則ありて是に奉守するを知らず如何そ文明の諸國不在て此條規缺けたりと謂ふるを

第五節 夫も天下自ら最高至尊の位に居法を制して以て萬國の推義を定むる者ありて又法院ありて萬國の推義を保するを為す其告訴と聴くも無くと謂ふも真ならずと謂ふ可ら

第六節 又今古史乘に載る所或ハ結約と寒渝

一或ハ弱國強國に凌轢せしむ或ハ横肆或ハ譎詐或ハ不正不義と行ひ或ハ暴戾悖逆と事とを其例歴々目に在りと謂ふ亦真ならずと謂ふ可ら

第七節 然とも是れ由て断ちて此推義有りと無くと謂ふ可ら

第八章 蓋し推義の存せしむるや或人の是と認識せしむるや否きしむるや係らざるや猶真理の自然なるを存せしむるや如し真理豈も人の是と知ると知らざるや依て其真理あるを易へんや

第九節 夫れ天の賦する所人の稟性感を以て
 斯く正不正を別あり此感活深息むく無一縱
 ひ不正を犯し不義を行ふ者ありと雖も省て必
 そ此感ありざるべし。○此故夫の横肆暴戾
 の甚し者と雖も其已れを護し罪を免るべし至
 てハ屢口お藉くり正と義との名を以て以
 第十節 今萬國は為に權義の條規を立て法を
 制する者無しと雖も然れども其正や不正とを
 辨別するハ衆人の獨知警醒の際お在ると必あ
 り又今萬國の權義を保るる為に法院を置くべ
 きと雖も其暴戾ありて正と戦ひ義を賊する

者ハ世の公論ありて是を與ふると必せざる
 第十一節 且夫古今史の鑑みたる所ハ夫の横
 逆暴戾れ行ふは小當を各國勉めて時勢を恢
 復し必ず正以て身國を守り義以て他國お交え
 るの基本となるべし。○欲するは在る
 第十二節 又萬國の交際ハ權義を奉るべき事情
 已むべきを得ざるは出川○萬國互に相交する
 不正不義を行ひ其報復を甘んずるべし正と
 信じて以て是を根本とするの智ありて且益あ
 るべし若しハ是を事實と徴して既に祭
 然たり

第十三節 是を以て諸國互に相交するに及て此
權義に常規を遵奉し遠永墜さるるに至る者
の亦自然の致を所あり

第十四節 萬國其交際日小多き小従ひ月々密に
しりて従て此權義に定まるるも益々精密しりて是
を守りも愈信實あり

第十五節 故に文明の諸國合志して一大局をなす
に歐羅巴諸國其政治互に相關涉し猶春秋列國の如し是を泰西大局又齊盟大局と譯す歐
羅巴不在るに此公法漸次小詳備し時を歴る小

従て其條規愈一定せしむ
第十六節 此條規の五々の基本より取り

第一のち 性法に通理

第二のち 確定たるに結約定約供小盟約

第三のち 黙許甘服小出る者

第四のち 慣習たる法とある者聘問往來

の式多く是を用也前例又先格
とりの

第五のち 擬例是一事れ為り立たる規則

と他れ同類なる事に準し例と
取りとりの

第十七節 此泰西公法を遵奉するに同盟ハ方今小
在て獨り歐羅巴洲内基督教を奉るに諸國耳な

萬國公法
 又南北亞墨利加州内て於て西洋諸國の属
 部を新立ちて諸國も或ハ明許小依り或ハ
 黙許小依て是小與せし
 第六節 千八百五十六年^{安政三年}巴里斯の會盟小
 於て土耳其も明許小依て泰西公法の同盟小列
 志し
 第十九節 西洋諸國其他此諸國と遇るるを其國
 文明の化小服し且互小權義此本大と奉戴せん
 と欲を公意と表し之を從て多少性理公法此條
 規と遵守を
 萬國公法第一卷終

西周助譯 一月三十日
 萬國公法


Nagasaki University of Foreign Studies

Nagasaki University of Foreign Studies